

福井県警察の風俗営業等の事務取扱に関する訓令

平成30年9月10日
福井県警察本部訓令第21号

改正

令和3年1月13日本部訓令第1号 令和3年3月22日本部訓令第17号 令和3年6月15日本部訓令第23号
令和4年3月18日本部訓令第12号

福井県警察の風俗営業等の事務取扱に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の風俗営業等の事務取扱に関する訓令

福井県警察の風俗営業等の事務取扱に関する訓令（平成28年福井県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 風俗営業及び特定遊興飲食店営業（第2条―第15条）

第3章 性風俗関連特殊営業（第16条―第23条）

第4章 深夜における酒類提供飲食店営業（第24条―第25条）

第5章 雑則（第26条―第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「内閣府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福井県条例第53号。以下「施行条例」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）に基づく事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 風俗営業及び特定遊興飲食店営業

（許可申請の取扱い）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、風俗営業の許可申請書（施行規則別記様式第1号）又は特定遊興飲食店営業の許可申請書（施行規則別記様式第40号）を受理したときは、生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）に当該申請書及び添付書類の写しを送付し、速やかに確認及び調査を行うものとする。ただし、法第4条第2項第1号及び第2号に係る調査については、法第39条第2項に基づき、福井県風俗環境浄化協会（以下「環境浄化協会」という。）に対し調査依頼書（別記様式第1号）により調査

を依頼し、調査実施結果回答書（別記様式第1号の2（ア）から（シ））をもってこれに代えるものとする。

2 署長は、各種調査の結果を記載した書類の写しを主管課長に送付するものとする。主管課長は、許可しても支障がないものと認めるときは、許可証（施行規則別記様式第3号）又は特定遊興飲食店営業許可証（施行規則別記様式第42号）（以下「許可証」という。）及び風俗営業管理者証（施行規則別記様式第4号）又は特定遊興飲食店営業管理者証（施行規則別記様式第43号）（以下「管理者証」という。）を作成し、署長に送付するものとする。

3 署長は、営業者に許可証及び管理者証を交付するものとする。
（移動する営業の取扱い）

第3条 営業所を移動する法第2条第1項第4号又は第5号の営業の許可は、営業所の所在地又は営業者の主たる住所地（主たる所在地が他の公安委員会の管轄に属するときは、最初に営もうとする地域）を管轄する所轄署長が取り扱うものとする。
（許可条件の付与等）

第4条 署長は、法第3条第2項の規定により、許可に条件を付し、又は、これを変更する必要があると認めるときは、風俗営業等の許可に関する疑義上申書（別記様式第2号）に関係書類を添付し、主管課長を経由して、生活安全部長（以下「主管部長」という。）に送付するものとする。主管課長は、主管部長から指示を受けた後、許可証の裏面にその条件を記載し、署長へ送付するものとする。

2 署長は、許可証の送付を受けたときは、営業者に交付するものとする。
（承認申請の取扱い）

第5条 署長は、法第7条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による相続承認申請書（施行規則別記様式第6号）、法第7条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併承認申請書（施行規則別記様式第7号）、法第7条の3第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による法人の分割承認申請書（施行規則別記様式第8号）又は法第9条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による変更承認申請書（施行規則別記様式第10号）を受理したときは、速やかに確認及び調査を行い、当該申請書、添付書類及び各種調査の結果を記載した書類の写しを主管課長に送付するものとする。主管課長は、承認しても支障がないと認めるときは、承認通知書（別記様式第3号、第3号の2又は第3号の3）を作成し、署長に送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第9条第1項の規定による変更承認申請書における法第4条第2項第1号及び第2号に係る調査については、法第39条第2項に基づき、環境浄化協会に対し調査依頼書により調査を依頼し、調査実施結果回答書をもってこれに代えるものとする。

3 署長は、第1項の承認通知書の送付を受けたときは、営業者に承認通知書を交付するものとする。

4 署長は、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定による変更承認申請書を受理したときは、遊技機の実地調査結果報告書（別記様式第4号）に基づき、速やかに遊技機を調査し、承認しても支障がないと認めるときは、承認通知書（別記様式第3号の4）を作成し、営業者に交付するものとする。

（特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者認定申請の取扱い）

第6条 署長は、法第10条の2第2項の規定による認定申請書（施行規則別記様式第13号）、法第31条の23において準用する法第10条の2第2項の規定による認定申請書（施行規則別記様式第44号）を受理したときは、主管課長に当該申請書及び添付書類の写しを送付し、速やかに確認及び調査を行うものとする。ただし、当該認定申請における法第4条第2項第1号に係る調査については、法第39条第2項に基づき、環境浄化協会に対し調査依頼書により調査を依頼し、調査実施結果回答書をもってこれに代えるものとする。

2 署長は、各種調査の結果を記載した書類の写しを主管課長に送付するものとする。主管課長は、認定しても支障がないと認めるときは、認定証（施行規則別記様式第14号又は第45号）を作成し、署長に送付するものとする。

3 署長は、営業者に認定証を交付するものとする。

（遊技機の認定申請の取扱い）

第7条 署長は、遊技機の認定申請書（遊技機規則別記様式第1号）を受理したときは、主管課長に、当該申請書及び関係書類の写しを送付し、遊技機の実地調査結果報告書により速やかに調査を行うものとする。

2 署長は、前項の調査の結果について、遊技機認定申請に対する上申書（別記様式第5号）に遊技機の実地調査結果報告書の写し、認定申請書及び関係書類を添付して、主管課長に送付するものとする。

3 主管課長は、前項の送付を受けた場合において、当該遊技機が施行規則第8条に規定する基準に該当しないと認めるときは、認定通知書（遊技機規則別記様式第6号）を署長に送付するものとする。

4 主管課長は、第2項の送付を受けた場合において、当該遊技機が施行規則第8条に規定する基準に該当すると認めるときは、不認定通知書（遊技機規則別記様式第7号）を署長に送付するものとする。

5 署長は、第3項又は前項の認定通知書又は不認定通知書の送付を受けたときは、営業者に当該通知書を交付するものとする。

（許可証等の再交付申請の取扱い）

第8条 署長は、法第5条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の許可証再交付申請書（施行規則別記様式第5号）又は法第10条の2第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の認定証再交付申請書（施行規則別記様式第15号）を受理し、申請に係る理由について、事実と相違ないと認めたときは、申請書等送付書（別記様式第6号）に当該申請書及び関係書類の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、申請に係る再交付をしても支障がないと認めるときは、許可証又は認定証を作成し、署長に送付するものとする。

3 署長は、営業者に許可証又は認定証を交付するものとする。

（不許可、不承認とした場合の処理）

第9条 署長は、第2条の許可、第5条の承認又は第6条の認定の申請に対する調査の結果、許可等の欠格事由に該当し、又はその疑いがあるものについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく申請等に関する上申書（別記様式第7号）に關係書類を添えて、主管課長を経由して福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

2 主管課長は、公安委員会による不許可等の決定があったときは、不許可通知書（別記様式第8号）、不承認通知書（別記様式第8号の2、第8号の3又は第8号の4）又は不認定通知書（別記様式第8号の5）（以下「通知書等」という。）を作成し、署長に送付するものとする。

3 署長は、営業者に通知書等を交付するとともに、受領書（別記様式第9号）を徴して、主管課長に送付するものとする。

（変更届出の取扱い）

第10条 署長は、法第9条第3項第1号若しくは第2号又は同条第5項（法第20条第10項又は法第31条の23において準用する場合を含む。）の変更届出書（施行規則別記様式第11号）の提出があったときは、変更事項に係る内閣府令第4条に掲げる添付書類を確認し、受理するものとする。また、当該変更事項が管理者、法人の代表者又は役員の変更に係るものについては、速やかに調査を行い、申請書等送付書に当該届出書及び関係書類を添付して、主管課長に送付するものとする。

2 署長は、前項の場合において、変更届出書に係る変更事項が管理者証の記載事項に該当するとき（管理者の交替に係る変更を除く。）は、当該管理者証を書き換えるものとする。

3 主管課長は、管理者の交替に係る変更届出書の送付を受けた場合は、管理者証を作成し、署長に送付するものとする。

4 署長は、管理者証の送付を受けたときは、営業者に管理者証を交付するものとする。

（許可証の書換え申請の取扱い）

第11条 署長は、法第7条第5項（法第7条の2第3項又は法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）又は法第9条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の許可証書換え申請書（施行規則別記様式第9号）を受理したときは、申請書等送付書に当該申請書及び関係書類の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、申請に係る許可証の書換えをしても支障がないと認めるときは、許可証を書き換えて、署長に送付するものとする。

3 署長は、営業者に許可証を交付するものとする。

（許可証等の返納の取扱い）

第12条 署長は、法第10条第1項若しくは第3項又は法第10条の2第7項若しくは第9項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証及び返納理由書（施行規則別記様式第12号）を受理したときは、当該返納理由書に記載された返納の理由を確認し、申請書等送付書に当該返納理由書の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

2 第9条において不承認とした営業について、許可証の返納を受けたときは、前項に準じて取り扱うものとする。

（許可等の取消し）

第13条 署長は、法第8条及び法第10条の2第6項に規定する事実が判明したときは、風俗営業者等に対する行政処分上申書（別記様式第10号。以下「行政処分上申書」という。）に関係書類を添えて、速やかに公安委員会に上申しなければならない。

（管理者解任勧告通報）

第14条 署長は、法第24条第5項の規定により管理者の解任を勧告する必要があると認めるときは、管理者解任勧告通報書（別記様式第11号）により主管課長を経由して主

管部長に通報するものとする。

2 主管課長は、主管部長による解任勧告の決定があったときは、管理者解任勧告書（別記様式第12号）を作成し、署長に送付するものとする。

3 署長は、風俗営業者等に管理者解任勧告書を交付するとともに、受領書を徴して、主管課長に送付するものとする。

（管理者証の再交付の取扱い）

第15条 署長は、営業者又は管理者から管理者証の紛失又は滅失による管理者証の再交付の求めがあった場合は、管理者証再交付申請書（別記様式第13号）を提出させるものとし、当該申請書の記載事項について第33条に規定する台帳により確認した上で、申請書等送付書に当該再交付申請書の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、前項の送付を受けたときは、管理者証を作成し、署長に送付するものとする。

3 署長は、管理者証の送付を受けたときは、営業者又は管理者に管理者証を交付するものとする。

第3章 性風俗関連特殊営業

（営業開始届の取扱い）

第16条 署長は、法第27条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（施行規則別記様式第17号）、法第31条の2第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（施行規則別記様式第25号）、法第31条の7第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書（施行規則別記様式第31号）、法第31条の12第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（施行規則別記様式第34号）又は法第31条の17第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（施行規則別記様式第37号）の提出があったときは、記載事項等の適否及び事実の相違の有無を確認した上で受理し、申請書等送付書に当該届出書及び関係書類の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、前項の届出書の送付を受けたときは、第18条の場合を除き、法第27条第4項の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書（施行規則別記様式第21号）、法第31条の2第4項の規定による無店舗型性風俗特殊営業届出確認書（施行規則別記様式第29号）、法第31条の7第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業届出確認書（施行規則別記様式第33号）、法第31条の12第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業届出確認書（施行規則別記様式第36号）又は法第31条の17第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業届出確認書（施行規則別記様式第39号）（以下「届出確認書」という。）を作成し、署長に送付するものとする。

3 署長は、営業者に届出確認書を交付するものとする。

（営業の廃止及び変更届の取扱い）

第17条 署長は、法第27条第2項、第31条の2第2項、第31条の7第2項、第31条の12第2項又は第31条の17第2項の規定による廃止届出書（施行規則別記様式第18号又は第26号）又は変更届出書（施行規則別記様式第19号又は第27号）の提出があったときは、記載事項等の適否及び事実の相違の有無を確認した上で受理し、申請書等送付書に当該届出書及び関係書類の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、前項の変更届出書の送付を受けたときは、届出確認書を作成し、署長に

送付するものとする。

- 3 署長は、営業者に届出確認書を交付するものとする。

(届出確認書の不交付の取扱い)

第18条 主管課長は、第15条第2項又は前条第2項において、送付を受けた店舗型風俗特殊営業、無店舗型風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の届出に係る営業所又は受付所の所在地が法又は施行条例の規定により、営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するときは、届出確認書不交付通知書(施行規則別記様式第22号)を署長に送付するものとする。

- 2 署長は、前項の通知書を、営業者に交付するものとする。

(届出確認書の再交付の取扱い)

第19条 署長は、施行規則第45条(施行規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出確認書再交付申請書(施行規則別記様式第23号)の提出があったときは、申請書等送付書に当該申請書を添付の上、主管課長に送付するものとする。

- 2 主管課長は、前項の送付を受けたときは、届出確認書を作成し、署長へ送付するものとする。

- 3 署長は、営業者へ届出確認書を交付するものとする。

(標章の貼付け手続)

第20条 署長は、法第30条第1項の規定による店舗型風俗特殊営業又は法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止処分を行うときは、法第31条第1項又は第31条の16第1項の規定による標章(内閣府令別記様式第1号)を当該営業所の出入口の見やすい場所に貼り付けなければならない。

- 2 前項の標章の貼り付けは、原則として関係者に立会いをさせなければならない。

(標章の除去申請の取扱い)

第21条 署長は、法第31条第2項若しくは第3項又は第31条の16第2項若しくは第3項の規定による標章除去申請書(施行規則別記様式第25号)を受理したときは、記載事項の適否及び標章除去要件の該当の有無を調査して、標章を取り除かなければならない。

(自動公衆送信装置設置者に対する勧告)

第22条 署長は、法第31条の9第3項に基づく自動公衆送信装置設置者に対し、勧告する必要があると認めるときは、自動公衆送信装置設置者に対する勧告上申書(別記様式第14号)により、主管課長を経由して主管部長に上申するものとする。

- 2 主管課長は、内容を審査し、勧告をする必要があると認める場合で、当該自動公衆送信装置設置者の営業の本拠となる事務所が他の公安委員会の管轄する区域にあるときは、勧告事由該当事案通報書(別記様式第15号)により当該公安委員会に関係資料を添付して通報するものとする。

- 3 主管課長は、法第31条の9第1項の規定により署長から報告があったとき、又は同条第2項の規定により他の公安委員会から通報を受けた場合に、当該自動公衆送信装置設置者の営業の本拠となる事務所が本県公安委員会の管轄区域にあるとき、又は内容を審査し、勧告をする必要があると認めるときは、あらかじめ総務大臣と勧告に関する協議書(別記様式第16号)により協議した後、勧告をするものとする。

- 4 主管課長は、主管部長による勧告の決定があったときは、勧告事項及び理由を記載し

た勧告（別記様式第17号）を作成し、署長に送付するものとする。

- 5 署長は、自動公衆送信装置設置者に前項の勧告を交付するとともに、受領書を徴して、主管課長に送付するものとする。

（年少者の利用防止のための措置命令）

第23条 署長は、法第31条の10に基づく映像送信型性風俗特殊営業者に対し、年少者の利用防止のための措置を命ずる必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書に關係資料を添付し、主管課長を経由して主管部長に上申するものとする。

- 2 主管課長は、主管部長による措置命令の決定があったときは、年少者の利用防止のための措置命令書（別記様式第18号）を作成し、署長に送付するものとする。

- 3 署長は、被処分者に年少者の利用防止のための措置命令書を交付するとともに、受領書を徴して、主管課長に送付するものとする。

第4章 深夜における酒類提供飲食店営業

（営業開始届の取扱い）

第24条 署長は、法第33条第1項の規定により深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（施行規則別記様式第47号）の提出があったときは、記載事項等の適否及び事実の相違の有無を確認した上で受理し、申請書等送付書に当該届出書及び關係書類の写しを添付して、主管課長に送付するものとする。

- 2 主管課長は、前項の届出書の送付を受けたときは、届出番号を署長に通知するものとする。

（準用規定）

第25条 法第33条第2項の規定による廃止又は変更の届出は、第17条第1項の規定を準用する。

第5章 雑則

（営業所等に係る許可申請書等の送付）

第26条 署長は、施行規則第1条第2項及び第3項の規定により、同時に他の警察署の管轄区域に係る営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）についての風俗営業、特定遊興飲食店営業、性風俗関連特殊営業又は深夜における酒類提供飲食店営業に係る申請書等を受理したときは、当該営業所等における申請に係る書類については当該書類（共通書類として1部の提出の場合はその写し。以下同じ。）を主管課長及び關係署長へ送付し、届出に係る書類については必要な調査を実施の上、当該書類及び調査結果の写しを主管課長及び關係署長へ送付するものとする。この場合において、書類等の送付を受けた署長は、第2条、第5条、第6条、第10条、第17条又は第25条の規定に準じて取り扱うこと。

- 2 前項の場合において、申請に係る調査事項について重複するものについては、当該申請を受理した所屬が申請に係る調査を行い、当該調査結果の写しを關係署長に送付するものとする。

- 3 前2項により、關係署長へ書類等を送付するときは、申請書等送付書に当該書類等の写しを添付して送付するものとする。

（指示処分）

第27条 署長は、法第25条に基づき風俗営業者等に、法第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14若しくは第31条の19第1項に基づき性風俗関連特殊営業者に、法第31条の24に基づき特定遊興飲食店営業者に、法第34条第1

項に基づき飲食店営業者に、又は法第35条の4第1項に基づき接客業務受託営業者について指示処分をする必要があると認めるときは、行政処分上申書に関係資料を添えて、主管課長を経由し、主管部長に上申しなければならない。

- 2 主管課長は、主管部長による処分の決定があったときは、指示書（別記様式第19号）を作成し、署長に送付するものとする。
- 3 署長は、被処分者に指示書を交付するとともに、受領書を徴して、主管課長に送付するものとする。
- 4 署長は、法第31条の4第2項に基づく無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等又は法第31条の19第2項に基づく無店舗型電話異性紹介営業若しくはその代理人等が表示した広告物を除去させた場合は、広告物除去報告書（別記様式第20号）により速やかに主管課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

（営業停止等）

第28条 署長は、法第26条に基づき風俗営業者等に、法第30条、第31条の5、第31条の15若しくは第31条の20に基づき性風俗関連特殊営業者に、法第31条の25に基づき特定遊興飲食店営業者に、法第34条第2項に基づき飲食店営業者に、法第35条に基づき興行場営業者に、法第35条の2に基づき特定性風俗物品販売営業者に、法第35条の4第2項に基づき接客業務受託営業者について許可の取消し、営業の廃止若しくは営業の停止又は法第10条の2に基づき特例風俗営業者について認定の取消しを命ずる必要があると認めるときは、速やかに行政処分上申書に関係資料を添付し、主管課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

- 2 主管課長は、内容を審査し、風俗営業者等行政処分手続書（別記様式第21号）及び行政処分理由書（別記様式第22号）に關係資料を添付して公安委員会に処分を具申するものとする。
- 3 主管課長は、公安委員会による処分の決定があったときは、営業停止命令書（別記様式第23号）、許可・認定取消処分通知書（別記様式第24号）又は廃止命令書（別記様式第25号）（以下「取消処分通知書等」という。）を作成し、署長に送付するものとする。
- 4 署長は、被処分者に取消処分通知書等を交付するとともに、受領書を徴して、主管課長に送付するものとする。
- 5 主管課長は、被処分者が他の都道府県公安委員会において特例認定を受けていることが判明した場合には、特例風俗営業者等の認定の取消事由該当事案に関する通知（別記様式第26号）に關係資料を添付して通知するものとする。

（違反等の通報等）

第29条 署長は、他の警察署の管轄区域において法に定める営業（以下「風俗営業等」という。）を営む者やその代理人等が法に違反し、行政処分を行う必要があると認めるときは、關係資料を添付して当該管轄区域の署長に通報しなければならない。ただし、風俗営業等の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業に係る事務所の所在地が他の公安委員会の管轄区域にあるものについては、主管課長を経由してその管轄する都道府県公安委員会に報告するものとする。

- 2 主管課長は、前項ただし書きの報告を受けた場合において行政処分の必要を認めるときは、行政処分事由該当事案通報書（別記様式第27号）に關係資料を添付して事務所

の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ通報しなければならない。

(他の公安委員会からの処分移送の取扱い)

第30条 主管課長は、他の公安委員会から行政処分をする必要があると通報を受けた場合又は法第31条の6第1項、第31条の11第1項、第31条の21第1項若しくは法第35条の4第3項に基づき、他の公安委員会から処分移送通知書（施行規則別記様式第30号）の送付を受けた場合は、内容を審査し、第27条又は第28条の措置を執るものとする。

(訴えの提起)

第31条 署長は、公安委員会の処分について、審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による訴えを提起し、又は提起しようとするものがあることを知ったときは、速やかにその状況を福井県警察本部長に報告しなければならない。

(管理簿の備付け)

第32条 主管課長は、風俗営業等の許可若しくは承認をしたとき、又は第10条若しくは第17条の規定により署長から届出書及び関係書類の写しの送付を受けたときは、風俗営業者管理簿（別記様式第28号）、特定遊興飲食店営業者管理簿（別記様式第29号）、店舗型性風俗関連特殊営業者管理簿（別記様式第30号）、無店舗型性風俗関連特殊営業者管理簿（別記様式第31号）、映像送信型性風俗関連特殊営業者管理簿（別記様式第32号）、店舗型電話異性紹介営業者管理簿（別記様式第33号）又は無店舗型電話異性紹介営業者管理簿（別記様式第34号）の種別ごとに所定の事項を記載しなければならない。

(風俗営業者、特定遊興飲食店営業者台帳の備付け)

第33条 署長は、風俗営業者台帳（別記様式第35号）、特定遊興飲食店営業者台帳（別記様式第36号）を備え付け、許可証を交付したものをこれに登載し、許可事項若しくは台帳記載事項に変更があったとき、廃止、死亡若しくは法人の解散があったとき、又は立入り、行政指導、指示若しくは行政処分があったときは、その都度台帳に記載するとともに、平面図等の書類を添付して保存しなければならない。

(性風俗関連特殊営業者台帳の備付け)

第34条 署長は、性風俗関連特殊営業者台帳（別記様式第37号）又は電話異性紹介営業者台帳（別記様式第38号）を備え付け、性風俗関連特殊営業の営業開始届を受理したものについてこれに登載し、届出事項に変更があったとき、若しくは廃止したとき、又は立入り、行政指導、指示若しくは行政処分があったときは、その都度台帳に記載するとともに、平面図等の書類を添付して保存しなければならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業者台帳の備付け)

第35条 署長は、深夜酒類提供飲食店営業者台帳（別記様式第39号）を備え付け、深夜における酒類提供飲食店営業の届出を受理したものについてこれに登載し、届出事項に変更があったとき、若しくは廃止したとき、又は立入り、行政指導、指示若しくは行政処分があったときは、その都度台帳に記載するとともに、平面図等の書類を添付して保存しなければならない。

(台帳及び添付書類の取扱い等について)

第36条 署長は、第32条から第35条までに掲げる台帳の保存に関し、許可の返納又は届出の廃止があった日から起算して5年を経過した場合は、当該台帳に添付されている平面図等の書類を廃棄するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第37条 主管課長及び署長は、風俗営業者、特定遊興飲食店営業者、性風俗関連特殊営業者、法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業者、深夜において飲食店営業を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、法第37条第1項に基づきその業務に関し報告又は資料の提出を要求する場合は、報告・資料提出要求書(別記様式第40号)により行うものとする。

(飲食店営業等の停止の通知)

第38条 主管課長は、法第42条の規定により、飲食店営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業又は住宅宿泊事業の所轄庁に処分内容及び理由を通知する場合は、営業停止通知書(別記様式第41号)により通知するものとする。

(疑義が生じた場合の取扱い)

第39条 署長は、風俗営業等に係る取扱いについて疑義が生じたときは、主管課長と緊密な連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

附 則(平成30年9月10日福井県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成30年9月10日から施行する。

附 則(令和3年1月13日福井県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和3年1月13日から施行する。

附 則(令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則(令和3年6月15日福井県警察本部訓令第23号)

この訓令は、令和3年6月15日から施行する。

附 則(令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式省略